

平成 26 年第 3 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

水野 由貴

---

押印掲載  
を省略

1 日時 平成 26 年 7 月 29 日 (火) 14 時 00 分～15 時 40 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第五委員会室

3 出席委員

成瀬 幸典 委員長

有川 智 委員

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 契約課長

伊藤 幸雄

財政局 契約課 管理係長

田村 修一

財政局 契約課 工事契約係長

吉田 学

都市整備局 技術管理室 技術企画係 主任

菅原 功

消防局 総務部 管理課 施設係長

伊藤 睦雄

水道局 総務部 企画財務課長

鈴木 亨

水道局 総務部 企画財務課 主幹兼契約係長

岩間 久則

水道局 浄水部 施設課長

桂島 剛

水道局 浄水部 施設課 施設係長

植木 義則

水道局 浄水部 施設課 電機係長

小林 康宏

ガス局 総務部 契約原料課長

柴又 浩

ガス局 総務部 契約原料課 契約係長

大野 伸二

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課長

庄子 清孝

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課

営業工事係長

尾形 一

市立病院 総務部 経営管理課長

山口 智

市立病院 総務部 経営管理課 契約係長

大場 剛典

5 会議の経過

【1】開会

【2】財政局長挨拶

【3】議事の経過及び内容

進行： 成瀬 幸典 委員長

会議録署名委員： 水野 由貴 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～25) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P26) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日に契約した、予定価格 1000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 128 件。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は 4 件で、内訳は市長部局 4 件である。</p> <p>制限付き一般競争入札は 99 件で、内訳は市長部局 69 件、水道局 19 件、交通局 6 件、ガス局 4 件、市立病院 1 件である。</p> <p>指名競争入札は 3 件で、内訳は市長部局 2 件、水道局 1 件である。予定価格 1000 万円未満の工事は原則として一般競争入札だが、一般競争入札よりも指名競争入札の方が契約までの期間が短いため、災害復旧工事などの発注を急ぐ工事や、個々の工事の事情から指名競争入札の方が望ましいという案件については、指名競争入札を実施している。</p> <p>随意契約は 22 件で、内訳は市長部局 18 件、水道局 1 件、交通局 2 件、ガス局 1 件である。随意契約は、特殊な事情により既設業者に発注せざるを得ない場合やプロポーザルで実施する場合に行うのが一般的だが、ここ最近では競争入札を実施したが不調が続き、随意契約に切り替えたという例も多い。</p> <p>(資料 P1～25 参照)</p>
指名停止の状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 26 年 4 月 1 日～6 月 30 日)における指名停止は次のとおりである。</p> <p>(株)北杜産業は、落札決定後、現場代理人が退職し、代替りの者を確保できなかったため、契約締結を拒否したことによるものである。指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を 1 ヶ月以上 1 年以下と規定しているため、停</p>

		<p>止期間1ヵ月とした。</p> <p>(株)後藤組は、民間発注の建築一式工事において、建設業許可を受けないで建設業を営む者に、軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結し、東北地方整備局から営業停止の監督処分を受けたことによるものである。指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を1ヵ月以上1年以下と規定しているため、停止期間1ヵ月とした。</p> <p>(資料 P26 参照)</p>
契約件数の減少の理由	委員	<p>第1回及び第2回の委員会資料での契約件数と比べ、第3回の契約件数が少ないのは、年度末に向けた例年通りの状況なのか。また不調が増えているようだが、全体としては減っているけれどもその分随意契約が増えているのか。</p>
	事務局	<p>例年通りである。予算の年度の区切りで3月末までに執行する必要があるのでこういう状況になっている。</p>
	委員	<p>WTO案件の4件というのも、残ってしまったというよりも計画的にこの時期に発注したのか。</p>
	事務局	<p>4件のうち下水の案件が3件であり、債務負担行為をとって複数年契約で行った案件である。多少の遅れはあったが、もともとの予定でこの時期に発注したものである。</p>

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる128件の工事のうち、有川委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10件を報告（詳細は資料 P27 参照。）
- 2) 委員会により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

- ◆特例政令適用一般競争入札
  - ①第3南蒲生幹線工事2
- ◆制限付き一般競争入札
  - ④新展示施設建設工事
  - ⑤災害に伴う側溝補修工事（6工区）
  - ⑦平成25年度（仮称）仙台市霊屋復興公営住宅新築ガス設備工事
- ◆指名競争入札
  - ⑧平成25年度仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅解体工事
- ◆随意契約
  - ⑩（市）長喜城霞目線外1線歩道整備工事（その1）

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①第3南蒲生幹線工事2」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、シールド工法で下水道管を布設する工事であり、管の長さは2770mである。</p> <p>本工事は、予定価格は19億4000万円以上のため、特例政令適用一般競争入札であり、総合評価の簡易型Ⅱ型とした。</p> <p>入札参加者を3社により構成する特定JVとした。代表者及び代表者以外の構成員のそれぞれに、入札参加資格として経営事項審査結果の総合評価値、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は10JVで、10JVによる入札を行ったところ、全者の入札価格が調査基準価格を下回った。そのうち7JVが特別重点調査適用基準額を下回ったが、いずれも辞退した。その後低入札価格調査を経て大林組・東洋建設・長谷川建設共同企業体を落札候補者とし、技術資料等を審査の上、同JVを落札者に決定した。</p> <p>(詳細は資料P28～30参照)</p>
JVの総合評価の方法	委員	総合評価調書では、3つの会社で構成するJVの総合評価の点数というのはどういう方法で出しているのか。
	事務局	JVであっても、簡易な施工計画の部分は代表者の点数を書いてもらう。
施行手順における技術的所見とは	委員	総合評価調書の「簡易な施工計画」の「施工手順における技術的所見①、②」とはどのようなものか。
	事務局	本工事の場合は、大まかな概要の説明に加え、施工管理、安全管理などの技術的所見を求める。その中で細目として施工上の精度管理について問う。また災害時における安全対策を求める。次に立坑等の点検等を問う。1つのテーマに対して3つの細目を問うのが①のテーマである。②も同様に工程の短縮等の提案を求めたものである。
	委員	細かい項目の評価を積み重ねたものがこの点数になっている、ということか。そうすると、差があるのは、どこか小さい項目で差があるのが積み重なって差が出ているということか。
	事務局	<p>そうである。</p> <p>細目の配点として、一般的なものは0点、適切なものであれば1点、優れているものは2点、とする。6項目あるので最大で12点だが、簡易な施工計画の配点が20点なので、これらの点数を20点満点で按分・評価したものをここに出している。</p>

	委員	このようにまとめて書いていると、何で評価しているのかわからない。可能な限り細かく記載するというのは難しいのか。
	事務局	簡易型Ⅰ型の場合は技術的工夫の余地が少ないものだが、今回の簡易型Ⅱ型は業者からの提案をいただくというものであり、Ⅰ型のような細かい項目での評価よりも、技術的工夫の余地や提案のレベルの高さを見るものであるため、このようなざっくりした表記になっている。
	委員	①の下に「〇〇等」などの見出しがあるとよい。
予定価格に比して入札額が低かった理由とは	委員	落札率 78%であり、全者が予定価格より約 10 億円低い金額で入札している。これは純工事費が低かったのか、何が低かったのか。
	事務局	それぞれの業者が絞って絞って、その合計としての額である。どれというよりも万遍なく低い結果になった。
	委員	7JV は下回って辞退となったわけだが、全者的に見ても、そのぐらいの価格、つまり 34 億円ぐらいが妥当なラインである、とも見えるのだが、それでは低すぎるということなのか。
	事務局	設計金額は積算基準に基づいて積算しているが、標準という要素が大きい。そのため、工事の大小に応じた掛け率を掛けて計算しているが、実態との比較を考えると、歩掛の見直し等を考えなければならないとも思う。ただ、これは競争性が働いているという要素も大きくかかわっている。
	委員	競争原理が働くのはいいが、働き過ぎるとデメリットもあるのでは。
	事務局	確かに低価格で下請が圧迫されるのも問題である。
	事務局	今回の低入札価格調査で 3JV にヒアリングをしたところ、こうした工事は全国的に数が多くない、その中で技術継承を自社として行っていきたい、そこでこういう工事はなるべく取りたい、とのことであった。したがって、こういう金額だからではなく工種によって人気が出てくる。利益を削ってでもこういう工事は続けていきたいとのことであった。
配置予定技術者の施工実績	委員	総合評価調書で、「配置予定技術者の能力」の「ウ. 過去 10 ヶ年度における同種工事の施工実績」で、落札候補者が 4 点、他の JV は 2 点、と異なるが、この点数の違いの根拠を教えてほしい。
	事務局	この項目は、技術者として携わった実績をいう。建設業法第 26 条でいう技術者として、主任技術者、監理技術者がある。下請が 3000 万円以上となる工事の場合は監理技術者を要する。主任技術者と監理技術者では役割が異なる。2 件以上の工事で監理技術者とした携わった者を最大点とし、監理技術者と主任技術者で 1 件ずつならば次の点、実績なしは 0 点というように段階方式で加点する。
	委員	そうすると 4 点と 2 点の違いとは、監理技術者として 2 件以上の経験があるのと、監理 1 件・主任 1 件との違いか。
	事務局	そういうことである。

「④新展示施設建設工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、国際センターの西隣に展示施設を建設し、国際センターとの渡り廊下新築工事、国際センターの改修工事、外構工事一式からなる工事である。</p> <p>入札参加資格として、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が 1000 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 3 社で、（株）橋本店を落札者と決定した。また無効が 1 社、超過が 1 社であった。</p> <p>（詳細は資料 P36～38 参照）</p>
超過の趣旨	委員	超過となった例を初めて見たが、これはどういうことか。
	事務局	たまに超過が出る。この金額なんだという会社としての意思表示という意味があると思う。震災後、たまにこういうことがある。
	委員	それは企業からのメッセージというか、現状はこうなっているので見直してくださいという気持ちがかもった超過なのか。
	事務局	そうである。
	委員	これを受けて、何か変わることはあるのか。
	事務局	もし全ての業者が超過ならば、積算の基準を考えなければならない。仙台市単独でというわけにもいかないと思うが、国への要望などに生かされる、ということになると思う。
	委員	今回は落札者がいるし、超過も 1 社だけだったので、何かに生かすということはないのか。メッセージとして受け止めるだけか。
	事務局	落札者が出ているので、そういうことになる。
総合評価項目の「市内企業の活用割合」の凍結	委員	総合評価調書に「セ」の項目がないのはなぜか。
	事務局	<p>平成 24 年度までは「セ」の項目があった。「セ」は「市内企業の活用計画割合等」であり、下請として地元企業を活用する割合に応じて評価する項目だった。東日本大震災の復旧復興を行っていく中で、総合評価でも落札から契約まで 1 ヶ月以上あるいは 2 か月ぐらにかかるとも、事前に予定していた下請企業が、いざ契約の段階では他の工事に引っ張られて、どうしても予定通りにいかない、ということが出てきた。そこで、この項目はいったん凍結することとなった。</p> <p>総合評価の手引きでは見え消しにしており、落ち着いたらもう一度この項目で評価する構えではある。</p>
	委員	「セ」は現在は評価対象にしていないのか。

	事務局	そうである。
書類不備による無効	委員	無効の理由が「書類不備」となっているがどうということか。
	事務局	入札時に提出する「評価値申告書」に記載していない部分があったので、書類不備と判断し、無効とした。
	委員	何とかできないのか。
	事務局	本件は電子入札システムでの入札であり、システム上差替えができない。同システムを運用しているコアシステムに、差替えできないかという要望を出しているが、現在のところ差替えはできない。
総合評価調書の「再」とは	委員	総合評価調書で、落札者に「再」が付いている項目があるが、これは何か。
	事務局	「再」が付いている「テ 過去2ヶ年度における困難業務等の従事実績」であるが、その中で県内での災害対応に関する評価項目を加えているが、昨年11月に手引きを改正し、県内での災害対応については「有償のものを除く」とした。ところが落札者は有償のものを「実績あり」として出してきた。そこで当該項目を再評価により0点とした。その意味での「再」の表示である。

#### 「⑤災害に伴う側溝補修工事（6工区）」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、青葉区を6つに区分して工事を行っているもので、本件の6工区というのは、仙山線よりも北側で県道仙台泉線の西側の地区、地名でいうと北仙台、中山、国見等における側溝補修工事である。</p> <p>予定価格が1000万円以上のため、入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が650点以上950点未満）、施工実績（平成10年以降に完成した国または地方公共団体等が発注した側溝補修工事または側溝改修工事または側溝整備工事の施工実績）があること、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は2社で、2社による入札を行い、山川建設（株）を落札者に決定した。</p> <p>（詳細は資料 P39～41 参照）</p>
入札者が少なかった理由	委員	一覧表を見ると、4工区・5工区は1社入札で落札率がほぼ100%だった。1社・2社入札はやむを得ないものだったのか、妥当だったのか。
	事務局	発注の時期が、各業者が工事を抱えている状況だったため、配置技術者を出せる業者が多くなかった。
	委員	配置技術者の要件緩和を行っていると思うが。
	事務局	監理技術者は専任を要するとしており、兼務は認めていない。主任技術者

		は対象工事が専任を要しなければ、複数工事の兼務を認めている。現場代理人も3件までの兼務は内容によっては認めている。それでも発注タイミングや、各社の技術者の配置が公共事業の方が多ということで、このような状況になったものと思われる。
	委員	震災前は入札者の数はもっと多かったのか。
	事務局	今は特例で1社入札も認めている。前は1社なら入札を中止していた。

「⑦平成25年度（仮称）仙台市霊屋復興公営住宅新築ガス設備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、仙台市霊屋復興公営住宅新築に伴い給湯器とコンロの熱源として都市ガスが採用されたことに伴い、建物内の各戸に都市ガスを供給するためのガス設備工事を行うものである。</p> <p>予定価格が1000万円以上5000万円未満のため、入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格として、対象工事に対応する工種について、仙台市ガス局契約規程第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、仙台市ガス局工事人規程第2条第2号に規定する第一種工事人または同条第3号に規定する第二種工事人の公認を受けている者であること、その他、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（給排水衛生冷暖房工事の格付評点が650点以上）、施工実績（平成10年以降に完成したガス設備工事の施工実績）、があること等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は1社で、1社による入札を行ったところ、仙台ガス水道工業（株）を落札者に決定した。</p> <p>（詳細は資料P46～49参照）</p>
1社入札だった理由	委員	入札者が1社だけだったのには特別な背景はあるのか。
	事務局	<p>同じような、比較的規模の大きなガス工事を行えるガス工事人が十数社程度しかない。これらの工事業者についても他の工事の発注が立て込んでいて手が回らない状況だったため、1社だったのではないかと考えている。なお、資料P16の1・2行目の工事（荒井南、萩ヶ丘の工事）は道路に埋設されている本支管工事であり、本件の内管工事とは内容が異なるため、入札者数が違っているのではないかと思う。</p>
随意契約にできなかった理由	委員	<p>これまで震災復旧工事では、1000万円以上でも指名競争入札・随意契約を行ってきたと思う。資料P25の多賀城の工事も件名を見ると同様に公営住宅のガス設備工事で随意契約だが、あえて今回の案件を一般競争入札としたのは、何社かからの入札があるだろうという前提で行ったのか。随意契約でなかった理由は何か。</p>

	事務局	<p>ガスの内管工事については、全ての工事をガス局に申し込んでもらい、施工するのだが、もともと発注者が設備業者に業務委託するケースが多々ある。その場合は、施工する工事人を指定されて、申し込みをされるケースがある。この多賀城のケースもそうしたケースであったため、随意契約を行った。</p> <p>今回の件は、仙台市発注の工事であり、その場合は設備業者を介さず、直接ガス局に申し込んでくるため、通常の手続に則って制限付き一般競争入札としたものである。</p>
--	-----	---

「⑧平成25年度仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅解体工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅の外構解体工事を含む解体工事一式である。</p> <p>入札方式は指名競争入札であり、指名業者は技術的水準を勘案し、仙台市契約業者指名基準に基づき、類似工事の施工実績のある市内に本店のある家屋解体工事業者より8社を選定した。</p> <p>8社中5社が総額判断基準価格を下回り、うち1社が失格基準価格を下回って失格となった。その結果、(株)東洋環境開発が落札した。</p> <p>早急に着手する必要があるため、指名競争入札により実施した。</p> <p>(詳細は資料 P50～51 参照)</p>
工期が短いのはなぜか	委員	<p>工期が平成26年3月25日から3月31日までと非常に短期間だが、これはどのように考えたらよいのか。</p>
	事務局	<p>予算の関係で、年度内に契約しなければならないため、3月31日までの工期とせざるをえなかった。その後繰越の手続を取り、変更契約をし、相応の期間を取って工事を進めていくこととなった。</p>
早急に着手する理由	委員	<p>早急に着手する必要があるため、というのは、以前から解体する計画があったのではなく、何かが起こったので早急に実施する必要がある指名競争入札になったのか。それとも予算の都合か。</p>
	事務局	<p>解体は計画に則って行っている。それに代わるものを建ててから解体するので、こういうタイミングになったものである。</p>
	委員	<p>1000万円以上なので一般競争入札でいい案件だが、それを敢えて指名競争入札にしたということであり、先程の公営住宅の案件なども早急に実施してほしいという方もいるだろうから、それはそれで早急にという理由になるとも思われるが、これは壊す工事であり、先程の案件が一般競争入札で、この案件が指名競争入札というのは、そのバランス感がしっくりこない。</p> <p>予算との兼ね合いでこのようになるというのは結構あるものなのか。</p>
	事務局	<p>ある。</p> <p>指名競争入札の方が短い期間で契約できる。災害復旧工事などは一般競争</p>

解体業者のみでの競争		入札より早いということで指名競争入札にしている。
	委員	競争原理というよりは急ぎのものは指名競争入札になるのか。
	事務局	時間的余裕があれば一般競争入札で行いたいが、それがなければやむを得ず指名競争入札を実施しているものもある。
	委員	先程の公営住宅の案件は 1 社入札で競争性が働いていないように見えるが、それが指名競争入札であれば、辞退者が出たとしても、違う競争が働いたのではないかと思うが、内々の事情でこのようになるのか。
	事務局	昨今の一般競争入札で行った解体工事では、解体業者が半分、建設業者が半分という感じが入ってきている。鶴ヶ谷市営住宅の解体工事も 6 件ほど行っているが、そのうち解体業者が受注したのは 2 件だけだった。そういうことも鑑みて、今回、全部解体業者だけで競争させたいという意向もあり、それも踏まえて指名競争入札を行った。
	委員	入札参加資格で、限定した業者だけという条件を入れるのは難しいのか。
指名の基準	事務局	解体工事だけ特別に、というのはできない。建設業法の許可の関係で、どちらでも大丈夫ということになってしまう。上位互換で入って来られる。近々建設業法の改正があり、新たに解体工事業というのが別にできる。これが実際に稼働するのは 28 年度である。それができればもっとできるのではないかと思う。
	委員	類似工事の施工実績のある、市内に本店のある解体工事業者は何社あるのか。
	事務局	正確な数字ではないが、登録している業者は 40 社程度である。
	事務局	今まで解体業者は建築工事に付随する解体工事として下請で入っていることが多く、総合評価では実績として評価されない。そこで、平成 25 年 4 月の総合評価制度の改定で、解体工事は除く、とし、価格だけで競争することにした。しかし、指名競争入札でも解体業以外の業者が入ってくると、どうしても解体業者は負けてしまう。
	委員	指名業者の選定基準は何か。
	事務局	業者のレベルとして経審点があり、格付評点 650 点以上の業者からバランスよく選んだ。
失格となった費目	委員	案件番号①の案件と同様、業者が取りたい案件ということで、総額判断基準価格を多くの業者が下回っていた中で、1 社が失格になったが、どの費目で失格になったのか。
	事務局	現場管理費と一般管理費で下回って失格になった。
「早急に着手する必要」と年度内着手	委員	「早急に着手する必要」というのを仙台市としてはどう考えているのか。 原則的には 1000 万円以上の案件なので制限付き一般競争入札になるが、それを解除する除外要件として「早急に着手する」を挙げているが、一般的に、「早急に着手する必要」というのを仙台市としてどう理解しているのか。また本件はどのようにしてそれに該当すると考えたのか。 数十社ある中で 8 社を選定し、残りの業者はそもそも加われないわけで、

	取りたい案件だとしたら不条理というか、外された側としては理由を求めたくなると思う。本来は制限付き一般競争入札で行わなければならない案件なので、「早急に着手する必要」というのは厳格に解釈する必要があると思うが。
事務局	この案件については、団地の整備工事ということで、入居者の転居が完了したことに伴って解体していくものなので、その制約やタイミングが出てくるので、時期的にこの時期になった。年度内に契約しなくてはいけないということで、それが早急に年度内に着手する必要になった。
委員	年度内に着手しないとどうなるのか。結局契約は4月以降に更新することが想定されている。年度内に締結しないといけない理由は何か。
事務局	予算が年度内の予算となっているためである。
委員	それが「早急に着手する必要」を基礎づけることになるという公式な見解と考えていいのか。
事務局	後日回答する。(※)

(※)「後日回答する」としていた件について、平成26年8月7日(木)に、事務局職員(契約課長及び契約課管理係長)が成瀬委員長を訪問し、以下の通り説明を行った。またこのやり取りの内容については、他の委員にも後日報告した。

事務局： 本案件は、鶴ヶ谷第一市営住宅再整備事業の一環であり、実際に住んでいる方々が転居した後に解体する必要があるため、年度内発注予定としているものの、実際の発注時期については住民を含め十分な調整が必要である。この解体工事後には、新たな住宅を建築する予定があるため、解体が遅れることにより全体工程に影響を与えることになる。

仙台市では基本的に工種別の分割発注を行っていることにより、一つの工事の契約が遅延することにより他工種の関連工事も着手できないなど多大な影響を及ぼすことがある。

このように、別工事の進捗に影響を与える可能性がある案件については、早急な対応が必要であると考えている。

また、国庫補助事業の場合、未契約繰越は基本的に認められないため年度内に契約する必要があるが、発注時期によっては時間が限られる場合があるこのような案件についても、早急な対応を行う必要があるものと考えている。

委員長： 状況は了解したが、やはり指名競争入札としてよいのかは少し疑問が残る。

事務局： 確かに好ましくはないので、今後はより慎重に取り扱ってまいりたい。

委員長： 指名競争入札の場合は、どのように指名業者を選んだかの説明ができた方がよい。

事務局： 会議資料の「抽出事案説明書」の「備考」の記載方法を改善したい。

※「⑨水施建施 第 25-43 号 安養寺配水所小水力発電設備新設工事（土木・配管工事）」について  
も、言及あり。

論点等	発言者	発言内容
指名競争入札とした理由	委員	同じく案件番号⑨の案件は 3000 万円を超えているが、これは指名競争入札とした理由が書かれていない。この案件はどういう理由によるものか。
	事務局	この案件はいちど制限付き一般競争入札で発注をかけたが、応札が無かった。同じ関連の安養寺配水所の電気関係についてもこの時期に発注しており、業者が決まった。そこで早急に着手する必要があるということで、指名競争入札に切り替えたものである。
	委員	それが原則だと思う。一般競争入札で応札が無い、又は不調だったので指名競争入札に切り替える、というのが。
	事務局	そのほか、仙台市の場合は、災害復旧工事等で早急に行う必要がある場合は 1000 万円を超えても指名競争入札で行うことができるとしている。
	委員	指名競争入札とした理由は備考に書くようにしてほしい。

「⑩（市）長喜城霞目線外 1 線歩道整備工事（その 1）」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、地下鉄東西線関連の道路整備工事である。 25 年 9 月に入札を行ったが不調となり、11 月にも入札を行ったが不調であった。このとき入札参加資格を「市内に本店がある者」から「市内に営業所がある者」に拡大したが、それでも参加者がなく不調となった。 この路線は交通量が増加し、近くには仙台東高校があり、自転車等の通行量も多く、安全確保のため早急な整備が必要だったことから、随意契約としたものである。 (詳細は資料 P55～56 参照)
予定価格	委員	予定価格は入札のときも随意契約でも変更なしか。
	事務局	予定価格は、1 回目、2 回目の入札では 6000 万円を超える金額だったが、随意契約においては分割して発注したので、約 3000 万円であった。
この業者を選定した経緯	委員	資料には「若林区緊急工事指定業者である施工業者に打診」とあるが、打診して工事可能と回答した業者は複数あったのか。また複数あったとすれば、その中でこの業者を選んだ経緯は何か。
	事務局	若林区緊急工事指定業者は数社しかなかったが、その中で合意を得られたのはこの 1 社だけだった。
分割して競	委員	2 回不調となり、随意契約を行ったとのことだが、工期は当初と比べて 1

争性を働かせることはできなかったのか		年ほど後ろにずれているが、分割することによって競争原理を働かせた方法で入札が可能だった、ということは考えられなかったのか。
	事務局	分割して競争入札にできないことはないが、年度末の工事であり、2回入札しても不調だったことから、随意契約とした。
	委員	年度末、予算というのが理由になって、競争原理が緩む方法で契約が行われる、というのはこれまでもあったのか。それとも震災後に工事が増えて年度末に重なるなどしたり、予算の関係で、年度内契約や年度内の予算執行のために、こういう取扱いになったのか。
	事務局	基本的にはそういうことはない。単独事業の場合は流す。ただし、国からの補助金が入っている場合は、年度内契約をしないと補助金を返還しなければならない。 年度内に予算を必ず執行しなければならないということで契約するということはない。
	事務局	今回の工事は2回入札を行っているので、競争性を無視しているというわけではない。
不人気の理由	委員	<b>今回の工事はなぜ人気が無かったのか。</b>
	事務局	この路線は、歩道を拡幅する工事であり、農耕地の部分を買収して歩道を整備するという内容の工事である。農耕地のため地盤が弱く、高盛土をして自然沈下させて地盤を安定させ、その後に道路工事をやるというのを繰り返す工事で、震災以前から整備している。また震災で被災した路線でもある。 さらにこの路線は近隣の主たる幹線道路で、交通量が多く、加えて沿岸部の復興工事車両の増加などの現場環境により業者が参加しにくい状況にあった。造ってから供用するならいいが、供用しながら工事をするのは難しく、工事費の割に難易度が高い工事である。

## 6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は松尾委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、平成 26 年 10 月 23 日（木）14 時からの予定である。

## 7 閉会